

「芸能人の裸合成画像」パブリシティ権等侵害差止等請求事件：東京地裁平成26(ワ)7213・平成27年1月29日（民46部）判決〈請求認容〉

【キーワード】

芸能人，パブリシティ権，プライバシー権，人格権・人格的利益，民法709条，民法715条（使用者等の責任）

【主 文】

- 1 被告株式会社日本ジャーナル出版，同J及び同Kは，連帯して，原告らそれぞれに対し80万円及びこれに対する平成25年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告らの同被告らに対するその余の請求及び被告Iに対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は，原告らと被告株式会社日本ジャーナル出版，同J及び同Kの間ではこれを15分し，その14を原告らの，その余を同被告らの各負担とし，原告と被告Iの間ではすべて原告らの負担とする。
- 4 この判決は，第1項に限り，仮に執行することができる。

【事案の概要】

本件は，被告会社（株式会社日本ジャーナル出版）が，原告ら（A，B，C，D，E，F，G，H）の肖像写真に裸の胸部（乳房）のイラストを合成した画像を用いた記事（以下「本件記事」という。）を掲載した本件雑誌を出版し，販売したことについて，原告らが，原告らのパブリシティ権並びに人格権及び人格的利益が侵害されたと主張して，(1) 被告会社に対し，本件雑誌の印刷及び販売の差止め並びに廃棄を，(2) 被告会社，その代表取締役であった被告I（以下「被告代表者」という。） ， 発行人である被告J（以下「被告発行人」という。）及び編集人である被告K（以下「被告編集人」という。）に対し，被告発行人及び被告編集人につき民法709条，被告代表者につき民法709条又は会社法429条1項，被告会社につき民法709条，715条又は会社法350条に基づく損害賠償金並びにこれに対する不法行為の後の日である平成25年11月8日（本件雑誌の販売開始日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。ただし，書証の枝番の記載は省略する。以下同じ。）

(1) 当事者

- ア 原告らは，いずれもテレビ番組，映画等に出演する，写真集を出すなどして幅広く芸能活動をしている芸能人である。（甲3）
- イ 被告会社は書籍，雑誌及び新聞の出版及び販売等を業とする出版社，被告

代表者は本件雑誌の発売当時被告会社の代表取締役であった者、被告発行人は本件雑誌の発行人、被告編集人は本件雑誌の編集人である。

(2) 本件雑誌の出版等 (甲 1 8)

ア 被告会社は、別紙雑誌目録記載の本件雑誌を出版し、平成 2 5 年 1 1 月 7 日以降、定価 3 8 0 円で販売した。

イ 本件雑誌は、表紙を含めて全体で 2 4 8 頁 (うち広告が 4 6 頁) の B 5 判 (縦約 2 5 . 7 c m, 横約 1 8 . 2 c m) の週刊誌である。本件雑誌の巻頭、巻末及び中間の数か所にはカラー印刷のグラビア、記事、広告等が掲載されており、その余の部分にはモノクロ印刷のグラビア、記事、広告等が掲載されている。本件雑誌には、芸能界やスポーツ界の話題を取り上げる記事のほか、女性芸能人等の水着写真やヌード写真のグラビア、男女間の性を取り上げた記事等が複数掲載されており、表紙にはそのようなグラビア、記事等の見出しが複数掲載されている。ただし、表紙に本件記事に関する記載はなく、目次においても本件記事の見出しは特段目立つように記載されていない。

(3) 本件記事の内容 (甲 1 8)

本件雑誌巻末のカラーグラビア (裏表紙を除いて 2 8 頁に及ぶ。) の前にはモノクロ印刷のグラビア部分が 4 頁あり、その冒頭の 3 頁にわたり、見出しを「勝手に品評!!」「芸能界妄想オッパイグランプリ」とする本件記事が掲載されている。

本件記事は、上記見出しに続き、「手の届かない美女だからこそ、エッチな妄想は膨らむばかり。そこで、本誌が勝手に検証した結果をもとに、彼女たちのオッパイを大公開します。禁断のヌードを股間に焼き付けろ!」との文章と、原告らを含む女性芸能人 (1 頁目が 6 名、2 頁目が 1 0 名、3 頁目が 9 名。合計 2 5 名) の肖像写真 (そのほとんどは上半身のみの写真であり、大きさは縦 6 c m, 横 4 c m のものから縦 1 2 . 2 c m, 横 1 0 . 7 c m のものまでである。) に裸の胸部 (乳房) のイラスト (原告らは写真であると主張するが、証拠上明らかにイラストであると認められる。甲 1 8, 乙 1, 2) を合成し、各芸能人の氏名と、記事執筆者による短いコメント、胸の推定サイズ並びに評価項目を「感度」、「母性本能」、「パイズリ具合」、「成長度」及び「張り」とする 5 角形のレーダーチャートを付したものを並べて掲載したものである。

本件記事のうち、原告らの上記肖像等が掲載された位置、大きさ及び内容は、別紙原告らの記事目録に記載のとおりである (なお、原告らのうち芸名を用いる者については、以下、芸名で表記する。) 。

2 争点

- (1) パブリシティ権侵害の成否
- (2) 人格権及び人格的利益の侵害の成否
- (3) 被告らの責任

- (4) 損害の額
- (5) 差止め及び廃棄の必要性

【判 断】

1 争点(1) (パブリシティ権侵害の成否) について

(1) 個人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）を無断で使用する行為は、① 肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用する、② 商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付する、③ 肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とすると認められる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解される（最高裁平成24年2月2日第一小法廷判決・民集66巻2号89頁参照）。

原告らは、本件記事は肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用するもの（上記①）であり、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするから、パブリシティ権の侵害となる旨主張する。

(2) そこで判断するに、本件記事は、幅広く芸能活動を行って広く知られた原告らの肖像等を用いたものであるが、前記前提事実(2)及び(3)のとおり、裸の胸部のイラストを合成し、性的な表現を含むコメント等を付したものであり、肖像等そのものを鑑賞させることではなく、原告らを含む女性芸能人の乳房ないしヌードを読者に想像させる（妄想させる）ことを目的とするとみることができ。しかも、本件記事は、全248頁の本件雑誌中の巻末に近いモノクログラビア部分に掲載されたもので、表紙には取り上げられていない上、各原告の肖像等は1頁当たり9名又は10名のうち1名として掲載されるにとどまっている。これらの事情によれば、原告らのファン等が本件記事中の肖像写真を入手するために本件雑誌を購入することがあるとはおよそ考え難い。そうすると、本件記事に原告らの肖像等を無断で使用する行為は、上記①の肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用するものとはいえず、また、上記①以外の理由により専ら原告らの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものと認めることもできない。

以上によれば、原告らの肖像等を用いた本件記事を本件雑誌に掲載する行為が原告らのパブリシティ権を侵害するとは認められない。

(3) したがって、パブリシティ権侵害に基づく原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

2 争点(2) (人格権及び人格的利益の侵害の成否) について

(1) 原告らは、本件記事の氏名及び肖像の無断掲載は、原告ら的人格権としての氏名権、肖像権及び名誉権並びに人格的利益としての名誉感情を侵害するものである旨主張する。

(2) そこで判断するに、本件記事の内容は前記前提事実(3)及び別紙原告らの記事目録に記載のとおりである。これに加え、証拠（甲3、18、乙1、2、

4～10)及び弁論の全趣旨によれば、本件記事の大部分は原告らを含む女性芸能人の顔を中心とした肖像と裸の胸部のイラストで占められていること、その肖像に合成された乳房のイラストは、その輪郭こそ実線で描かれているものの、複数の陰影を付けた画像を重ね合わせることにより写真であるかイラストであるかが容易に判別できない程度にまで精巧に作られたものであること、元になった肖像写真は服を着た状態の上半身を撮影したものであるが、上記裸の胸部のイラストは、服や地肌の陰影、体の曲線等に自然に適合するように合成されていること、本件記事中の原告らの肖像に付されたコメントは、各人の芸能活動における特徴的な言動等をパロディ化して女性の胸に関する性的な表現に改変したものであること、以上の事実が認められる。

これら事実関係によれば、本件記事は、一見しただけで原告ら女性芸能人の肖像に裸の胸部のイラストを合成したものであると判別できるようなものではなく、少なくとも第一印象として原告ら女性芸能人が自らの乳房を露出しているかのような誤解や印象を読者に生じさせる可能性があるものである。このような表現行為が、肖像を無断で利用された女性に強い羞恥心や不快感を抱かせ、その自尊心を傷付けるものであることは明らかである。

しかも、本件記事は、上記のような加工がされた肖像に、原告ら女性芸能人の芸能活動に関係する性的な表現を含むコメントや、露骨な性的関心事を評価項目とするレーダーチャートが付されたものを複数羅列したものであり、読者の性的な関心をかき立てて原告らの羞恥心等を生じさせるだけでなく、原告ら及びその芸能活動を揶揄することをも目的とするものといえることができる。

以上からすれば、本件記事は、社会通念上受忍すべき限度を超えた侮辱行為により原告らの名誉感情を不当に侵害するものであり、かつ、受忍限度を超えた氏名及び肖像の使用に当たるといふべきである。

(3) これに対し、被告らは、原告らは芸能人であるから、「社会生活上」ではなく「芸能活動をする上での」受忍限度を超えるかどうか問題とされるべきであり、原告ら自身が芸能活動においてファンの性的な好奇心や関心、妄想を呼び起こすような言動をしていることなどからすれば、本件記事の内容は受忍限度の範囲内である旨主張する。

そこで判断するに、原告らは芸能人であり、その芸能活動に関し、自らの意図と異なる態様でテレビ、雑誌等に取り上げられることも一定程度は許容していると解されるから、芸能人の人格権及び人格的利益の侵害については、一般人とは異なる基準で判断すべきものと解する余地はある。しかし、証拠(乙4～10)及び弁論の全趣旨によれば、原告らの中には胸の大きさ等を強調するなどの芸能活動をしたことがある者がいるものの、胸の大きさ等を映画やドラマの役柄やストーリー、プロモーションビデオ等で間接的に表現するものにとどまることが認められる。これに対し、本件記事は、第三者である被告会社が、読者に原告らの乳房又はヌードを妄想させることを目的として、原告らの肖像等を無断で利用して露骨な性的表現を意図的に作出したものであり、原告

らが上記胸の大きさ等を強調するような芸能活動を行っていたことをもって、原告らにおいて本件記事のような内容の記事の掲載を受忍すべきと解する理由はないというべきである。

したがって、被告らの上記主張は採用することができない。

(4) 以上によれば、本件記事を本件雑誌に掲載する行為は、原告らの人格権としての氏名権及び肖像権並びに人格的利益としての名誉感情を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である。

3 争点(3) (被告らの責任) について

(1) 被告発行人及び被告編集人は、それぞれ本件雑誌の発行及び編集を行った者であり、その職務の性質上当然に本件記事が本件雑誌に掲載されること及びその内容を認識していたものと認められる。そして、前記2(2)で判示した本件記事の態様に照らせば、これが原告らの人格権及び人格的利益の侵害になることにつき上記被告らに過失があったとみるべきものである。したがって、これに反する同被告らの主張は採用することができず、同被告らは原告らに対し不法行為責任を負うと判断するのが相当である。

(2) 原告らは、これに加え、被告代表者が、本件雑誌の発行当時、被告会社の代表取締役として雑誌の編集方針を決定する権限があったことなどを理由に、民法709条又は会社法429条1項による責任を負う旨主張する。しかし、代表取締役が抽象的には編集方針を決定し得るとしても、本件記事の作成及び掲載に関し、被告代表者がいかなる関与をしたのか、あるいはいかなる任務懈怠があったのかについては何ら具体的な主張立証はない。そうすると、原告らの被告代表者に対する請求は理由がないというほかない。

(3) 上記(1)の被告発行人及び被告編集人の行為は被告会社の職務としてされたものであるから、被告会社は、民法715条1項に基づく不法行為責任を負う。

4 争点(4) (損害の額) について

以上によれば、被告会社、被告発行人及び被告編集人は、原告らに対し、人格権及び人格的利益を侵害したことにつき連帯して不法行為責任を負うと認められる。

そこで原告らの損害の額について検討するに、本件記事による原告らの人格権及び人格的利益の侵害態様は前記2(2)のとおりであり、これにより原告らは芸能人であることを考慮しても、女性として羞恥心を著しく害されるなどの精神的被害を受けたとみることができる。これに加え、本件雑誌の発行部数が23万部に及ぶこと(甲13)からすれば、本件記事を本件雑誌に掲載したことによる原告らの人格的利益の侵害の程度は看過し難いものがあるといえるところ、他方において、前記前提事実(2)及び(3)のとおり、原告らの肖像等が掲載されている部分は全248頁の本件雑誌の一部に限定され、本件雑誌の中で特に目立つ位置にあるものでないことといった事情をも考慮すると、原告らの損害の額としては、各原告の肖像の掲載位置、大きさ、コメントの内容等には

若干の相違があるものの、いずれも75万円を相当と認める。

また、本件の事案の内容、審理の経過等に鑑みれば、上記被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用の額は、原告らそれぞれにつき5万円が相当である。

5 争点(5) (差止め及び廃棄の必要性) について

(1) 前記前提事実(2)のとおり、本件雑誌は週刊誌であるから、その性質上、店頭販売されるのは発売日である平成25年11月7日からの1週間に限られるのが原則であり、それ以降に被告会社が本件雑誌を店頭販売のために印刷し、販売することはないものと解される。

(2) これに対し、原告らは、被告会社がなお本件雑誌の在庫をバックナンバーとして販売しているとして、本件雑誌の印刷、販売の差止め及び廃棄の必要性がある旨主張する。

そこで判断するに、証拠(甲19)及び弁論の全趣旨によれば、被告会社のホームページ上に、本件雑誌を含む過去に発行された「週刊実話」の表紙がバックナンバーとして掲載されていること、本件雑誌の購入を希望する場合には「お問い合わせフォーム」により被告会社に連絡するよう求める旨及びバックナンバーについては在庫完売等の事情により購入できない場合がある旨の記載があることが認められる。なお、原告らは、上記ホームページ(平成26年8月20日にプリントアウトしたもの)を証拠として提出するのみであり、原告らが上記ホームページを通じて本件雑誌を購入することができたかを明らかにしていない。これらのことからすると、被告会社が本件雑誌の在庫を販売のため保有していると認めるに足りる証拠はないというほかない。

(3) したがって、本件口頭弁論終結時点において被告会社が本件雑誌を販売し、又は販売するおそれがあると認めることはできないから、上記差止め及び廃棄の必要性は認められず、原告らの差止め等の請求は理由がないと解すべきである。

結 論

よって、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件判決は、その判断の冒頭で最高裁判決を引用しているところ、①②③の3つの場合についての他人の氏名、肖像等の無断使用を挙げ、他人の肖像等の顧客吸引力の利用はパブリシティ権の侵害となるから、不法行為法上、違法となると解されるとする。しかし、もし事案が芸能人のような有名人ではなく一般市民の場合にあってはどうかについては、この解釈では答えられないであろう。けだし、そのような他人の肖像等には顧客吸引力はないから、パブリシティ権といわれるような権利は存在していないからである。

そこで、筆者が言いたいことは、パブリシティ権というような実定法にはない権利の侵害のことを考える前に、法理論として説示しておきたいのは、人格権と

してのプライバシーの権利についてである。W. Prosser は、プライバシーの権利について、次の四類型に分類する。

- ① 他人の私生活への侵入
- ② 他人の私事の暴露
- ③ 他人を誤認させる表現
- ④ 他人の氏名・肖像の営利的使用

(W. Prosser “Privacy” Calif. L. Rev. Vol. 43 P383, 1960, 伊藤正巳「プライバシーの権利」79頁. 岩波書店)

すると、本事案の場合は、前記類型のうちの②又は③に該当することになり、④は無関係というべきであろう。

本件を取り扱った裁判所は、前記最高裁の判例を見て、芸能人＝有名人＝顧客吸引力＝パブリシティ権という計算をしたのであろうが、その前になぜプライバシー権についての思索から入ることを、事実関係を考える時点でしなかったのだろうか。

2. パブリシティ権の適用の場合に注意しておかねばならないのは、個人の氏名や肖像等を他人が使用する理由とは、その肖像等が大衆化しているから、営利的（商業的）目的を達成することができるだろうと考えるからである。本件の場合には、肖像等が独立して鑑賞の対象となる商品とも、原告の肖像等の有する顧客吸引力を引用しているとも認められない、と裁判所は認定する以上、パブリシティ権の侵害論は最初から成り立たないことは判っていたのである。そうであれば、原告によるパブリシティ権の侵害主張に対しては、あえて最高裁判決を紹介して争点（1）について判断することなく、争点（2）のプライバシー権の侵害に入って判断するだけで十分であったと思う。

しかしながら、これは、原告による最初の主張に答えるために必要だったのかも知れない。即ち、裁判所が最高裁判決を最初に引用していることを見ると、本件はプライバシー権の問題ではなく、芸能人を利用することにより雑誌という商品の売り上げを促進しようというパブリシティ権の問題であると誤認したのかも知れない。

3. ところで、損害額について、裁判所は、原告らの肖像等の掲載部分は、全248頁のうち3頁分（1頁6名・2頁10名・3頁9名・計25名）だけであるから、各75万円＋弁護士費用各5万円＝各80万円と計算したが、その理由説明については難しい。特に被告らの不法行為との相当因果関係のある後者の被告が5万円とは、いかにも安すぎる。不法行為との因果関係についての費用計算の証拠は、弁護士費用の場合は不要であって、裁判所の一方的な考え方によるのであろうか。

原告らが受ける損害額については、人格的利益の侵害に対するものとしては、妥当といえるかも知れない。

しかしながら、このような事件は、裁判所にあつてはもつとも難題といえる事案であろう。

4. 裁判所は、本件雑誌の印刷、販売の差止めと廃棄の必要性については、被告会社のHPには在庫販売が可能であることの記事を証拠として原告は提出したが、原告がそれを購入したかどうかについては明らかにしなかったことから、被告会社が本件雑誌の在庫を販売のために保有しているものと認めるに足りる証拠はないと認定した。これにより、原告らの差止め等の請求は理由がないと解すべきであるとされたのである。

〔牛木 理一〕

(別紙)

雑誌目録

雑誌名：週刊実話 11月21日号

発行日：平成25年11月21日

(別紙)

原告らの記事目録

1 原告A

- (1) 掲載位置 3頁目中央付近
- (2) 大きさ 縦6cm, 横4cm
- (3) 内容
 - ア コメント 「ぱっふんだ〜♥」
 - イ 推定サイズ 「推定Hカップ」
 - ウ レーダーチャート 5, 4, 5, 3, 5 (感度, 母性本能, パイズリ具合, 成長度及び張りの順に各5段階評価。以下同じ。)

2 原告B

- (1) 掲載位置 3頁目右上部
- (2) 大きさ 縦7cm, 横5cm
- (3) 内容
 - ア コメント 「特技は乳圧プレイ」
 - イ 推定サイズ 「推定Eカップ」
 - ウ レーダーチャート 5, 2, 5, 3, 4

3 原告C

- (1) 掲載位置 3頁目左上部
- (2) 大きさ 縦11.2cm, 横7cm
- (3) 内容
 - ア コメント 「未開の乳」
 - イ 推定サイズ 「推定Fカップ」
 - ウ レーダーチャート 1, 1, 5, 5, 5

4 原告D

- (1) 掲載位置 3頁目上部中央

- (2) 大きさ 縦7 c m, 横5. 4 c m
- (3) 内容
- ア コメント 「泥酔すると感度アップ!？」
- イ 推定サイズ 「推定Dカップ」
- ウ レーダーチャート 4, 1, 2, 2, 4
- 5 原告E
- (1) 掲載位置 3 頁目中央右寄り
- (2) 大きさ 縦12. 2 c m, 横10. 7 c m
- (3) 内容
- ア コメント 「四十路のマシュマロ巨乳」
- イ 推定サイズ 「推定Gカップ」
- ウ レーダーチャート 5, 3, 4, 1, 2
- 6 原告F
- (1) 掲載位置 3 頁目右下部
- (2) 大きさ 縦6 c m, 横4. 8 c m
- (3) 内容
- ア コメント 「哀愁のバツ2乳房」
- イ 推定サイズ 「推定Cカップ」
- ウ レーダーチャート 5, 4, 4, 1, 2
- 7 原告G
- (1) 掲載位置 3 頁目下部中央
- (2) 大きさ 縦6 c m, 横4 c m
- (3) 内容
- ア コメント 「魅惑のオヤジ殺し」
- イ 推定サイズ 「推定Cカップ」
- ウ レーダーチャート 2, 5, 2, 2, 2
- 8 原告H
- (1) 掲載位置 2 頁目左上部
- (2) 大きさ 縦6. 6 c m, 横約4. 6 c m
- (3) 内容
- ア コメント 「フラ淫グゲット」
- イ 推定サイズ 「推定Fカップ」
- ウ レーダーチャート 3, 1, 2, 5, 5

以上